

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(教職員課)

二

○平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

二

○平成二十一年十二月に支給する学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

三

○平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

五

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

七

○給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

七

○特勤勤務手当等に関する規則の

七

一部を改正する規則

(人事委)

八

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示

(秩父振興)

八

○総務事務システムに係る審査確認業務委託に関する落札者等の公示

(総務事務センター)

九

○旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する落札者等の公示

("

九

○東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価公聴会の開催

(環境政策課)

九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(社会福祉課)

一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一〇

による指定医療機関の変更の届出

(社会福祉課)

一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

("

一一

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商業支援課)

一五

○さいたま都市計画区域区分の変更

(都市計画課)

一六

○埼玉県立学校教職員雇入時健康診断業務に関する入札公告

(福利課)

一六

○県道所沢武蔵村山立川線の供用の開始

(川越県土)

一七

○一般国道百四十号の区域の変更

("

一七

○県道蓮田杉戸線の供用の開始

(秩父県土)

一七

○県道春日部久喜線の供用の開始

(杉戸県土)

一八

○県道北根菖蒲線の区域の変更

("

一九

○県道蓮田白岡久喜線の区域の変更

("

一九

○開発行為に関する工事の完了公告

(川越建築安全センター)

二〇

○(熊谷建築安全センター)

("

二〇

○(越谷建築安全センター)

("

二〇

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委・総務課)

二〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立

(選管委)

二二

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

("

二二

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨

("

二二

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定

("

二四

○政治資金規正法に基づく資金管

("

二四

理団体の届出事項の異動

(選管委) 二四

投票を行うことができる施設の
指定 (選管委) 二四

○公職選挙法の規定による不在者

規則

教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

埼玉県教育委員会規則第二十九号

教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

本則中「二を」を「一・五を」に改める。

別表調整基本額の欄中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に改める。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第二条 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)」を「教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十一年埼玉県教育委員会規則第二十九号)」に改め、「改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則」の下に、「(次項において「改正後の規則」という。)を加え、「二を」を「二(平成二十二年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあっては、一・五を)」に改める。

附則第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(改正後の規則別表の適用を受ける職員で、その者の属している職務の級が教育職給料表(一)の一級又は二級であるものにあつては、平成二十一年十一月一日から平成二十二年三月三十

日までの間は、その額に百分の九十九・七七を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。ただし、第一条中本則の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

埼玉県教育委員会規則第三十号

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第六十号)の施行の日(以下「施行日」という。))において減額改定対象外職員(平成十八年改正条例附則第七項に規定する減額改定対象外職員をいう。以下同じ。))以外の職員(任用の事情等を考慮して教育委員会が定める者を含む。))である者にあつては、当該各号に定める額に百分の九十九・七七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第五条第一項中「額」の下に「(施行日において減額改定対象外職員以外の職員(任用の事情等を考慮して教育委員会が定める者を含む。))である者にあつては、当該給料月額に相当する額又は当該教育委員会の定める額に百分の九十九・七七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十二月に支給する学校職員の期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

埼玉県教育委員会規則第三十一号

平成二十一年十二月に支給する学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第六十号。以下「改正条例」という。)に基づき、平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第四項第二号に掲げる額を調整額に含めない学校職員)

第二条 改正条例附則第四項の教育委員会規則で定める学校職員は、平成二十一年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された学校職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。))第十二条の二第二項後段又は第十三条の規定において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「職員条例」という。))第二十一条第六項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した学校職員(平成二十一年六月一日(同日前一箇月以内に退職した学校職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の条例第十二条の二第二項後段、第十二条の五第一項後段又は第十三条の規定において準用する職員条例第二十一条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、学校職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き学校職員となった者であつて、当該期間の全期間が学校職員として在職した期間及び人事交流等により当該各号

に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の学校職員とする。

一 条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

二 公庫等の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。)

三 国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))又は他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号。以下「公益的法人等派遣条例」という。))第十三条第一号に規定する退職派遣者

(改正条例附則第四項第一号の新たに学校職員となった者に含めないもの)

第三条 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から基準日までの期間において、学校職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き学校職員となった者であつて、当該期間の全期間が学校職員として在職した期間及び人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(改正条例附則第四項第一号の給料等の算定の基準となる日の特例)

第四条 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 平成二十一年四月二日から基準日までの期間において新たに学校職員となつた日(当該期間において、学校職員が人事交流等により引き続き第二条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き学校職員となった場合における当該日を除く。)(次号において「新たに学校職員となった日」という。)が二以上ある場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該新たに学校職員となった日のうち最も遅い日

二 平成二十一年四月一日又は新たに学校職員となつた日(当該日が二以上ある場合にあっては最も遅い日)において学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二十九号)附則第七項に規定する減額改

定対象外職員（以下「減額改定対象外職員」という。）であつた者でこの規則の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間に減額改定対象外職員以外の学校職員となつた日が二以上ある場合、当該減額改定対象外職員以外の学校職員となつた日のうち最も早い日（在職しなかつた期間等がある学校職員の改正条例附則第四項第一号の月数の算定）

第五条 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 学校職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十一年四月一日から基準日までの間において、学校職員が人事交流等により引き続き第二号各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き学校職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の学校職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から施行日の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号に掲げる者（以下この号及び次条において「条例の適用を受けない県費支弁の職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに学校職員となつた場合における新たに学校職員となつた日の属する月の初日から新たに学校職員となつた日の前日までの期間のうち条例の適用を受けない県費支弁の職員等として勤務した期間（次項において「職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、非常勤職員期間（職員条例第二十条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務期間（育児休業法第十条第一項の規定により育児短時間勤務をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、公益的法人等派遣期間（公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給され

ていた期間を除く。）をいう。）、自治法派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、又は大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）、

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十二条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十二条第二項の規定により給与を減額された期間

五 条例第十一条の規定において準用する職員条例第十三条第一項の規定により給与を減額された期間

六 減額改定対象外職員であつた期間

2 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定める月数は、平成二十一年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間（職員等期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第四項第一号に規定する合計額に百分の〇・一九を乗じて得た額（第七条において「附則第四項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（条例の適用を受けない県費支弁の職員等であつた者から引き続き新たに学校職員となつた者についての特例）

第六条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める者は、条例の適用を受けない県費支弁の職員等とする。

2 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに学校職員となつた者とする。

3 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める額は、学校職員が職員等（同項に規定する職員等をいう。以下同じ。）であつた期間について、当該職員等に係

る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第四項各号の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに学校職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第七条 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、平成二十一年十二月に支給する期末手当に關する特例措置の実施に關し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に關する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七—九〇二

平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に關する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十四号。以下「改正条例」という。)に基づき、平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に關し、必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第四項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第二条 改正条例附則第四項の委員会規則で定める職員は、平成二十一年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に關する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。))第十九条第一項後段又は第二十一条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間

引き続き在職した職員(平成二十一年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の条例第十九条第一項後段、第十九条の四第一項後段又は第二十一条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間及び人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

二 公庫等の職員(職員の退職手当に關する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。)

三 国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)又は他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に關する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第十三条第一号に規定する退職派遣者

(新たに職員となつた者の改正条例附則第四項第一号の給料等の算定の基準となる日の特例)

第三条 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間及び人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 平成二十一年四月二日から基準日までの期間において新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者

となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。次号において同じ。)が二以上ある場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 平成二十一年四月一日又は平成二十一年四月二日から基準日までの期間に新たに職員となつた日(当該日が二以上ある場合にあつては最も遅い日)において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号)附則第八項に規定する減額改定対象外職員(以下「減額改定対象外職員」という。)であつた者で、この規則の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間に減額改定対象外職員以外の職員となつた日が二以上ある場合、当該減額改定対象外職員以外の職員となつた日のうち最も早い日(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第四項第一号の月数の算定)とする。

第四条 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十一年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第二条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から施行日の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号に掲げる者(以下この号及び次条において「条例の適用を受けない県費支弁の職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた日の属する月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち条例の適用を受けない県費支弁の職員等として勤務した期間(次項において「職員等期間」という。)(を除く。)

二 休職期間(法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)(をいう。)、専従休職期間(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、非常勤職員期間(条例第二十條の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。))第二條の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務期間(育児休業法第十條の規定により育児短時間勤務

務をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二條第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)(をいう。))、公益的法人等派遣期間(公益的法人等派遣条例第二條第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)(をいう。))、自治法派遣期間(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十七の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)(をいう。))又は大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六條第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。))

三 停職期間(法第二十九條の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第三十二條又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第十條第二項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第十二條第二項の規定により給与を減額された期間

五 条例第十三條第一項の規定により給与を減額された期間

六 減額改定対象外職員であつた期間

2 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定める月数は、平成二十一年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間(職員等期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。)(のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。)(のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第四項第一号に規定する合計額に百分の〇・一九を乗じて得た額(第六條において「附則第四項第一号基礎額」という。))に満たないもの

(条例の適用を受けない県費支弁の職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第五条 改正条例附則第五項の委員会規則で定める者は、条例の適用を受けない県

費支弁の職員等とする。

2 改正条例附則第五項の委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第五項の委員会規則で定める額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)、埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)及び埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)(以下「学校職員条例等」という。)の改正条例附則第四項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、学校職員条例等の適用を受けていた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。(端数計算)

第六条 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成二十一年十二月に支給する期末手当に關する特例措置の実施に關し必要な事項は、埼玉県人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七一九〇三

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(埼玉県人事委員会規則七一九〇四)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「当該各号に定める額」の下に「(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十四号)の施行の日(以下「施行日」という。))において減額改定対象外職員(改正条例附則第八項に規定する減額改定対象外職員をいう。以下同じ。))以外の職員(任用の事情等を考慮して人事委員会が定める者を含む。))である者にあつては、当該各号に定める額に百分の九十九・七七を乗じて得た額(その額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加え、同条第二項中「定める額」の下に「(施行日において減額改定対象外職員以外の職員(任用の事情等を考慮して人事委員会が定める者を含む。))である者にあつては、当該人事委員会の定める額に百分の九十九・七七を乗じて得た額(その額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第五条第一項中「額」の下に「(施行日において減額改定対象外職員以外の職員(任用の事情等を考慮して人事委員会が定める者を含む。))である者にあつては、当該給料月額に相当する額又は当該人事委員会の定める額に百分の九十九・七七を乗じて得た額(その額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七一九〇四

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七一九〇四)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「[2,500円]」を「[2,400円]」に改め、別表第二の表中「[13,900円]」を「[13,800円]」に改め、別表第二の表中「[2,600円]」を「[2,500円]」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則

NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))にちの縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

日露文化教育基金大和

三 代表者の氏名

萩原政喜

四 主たる事務所の所在地

秩父郡小鹿野町大字小鹿野一六六七

番地

五 定款に記載された目的

この法人は、日本とロシアの文化交流を発展させる事業を行い、両国の親善友好に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター 認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

36,792,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年7月10日

埼玉県告示第四百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務

委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター 旅費事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K データ 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目92番地3

5 落札金額

10,206,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年7月10日

埼玉県告示第四百五十号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一件名

東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る

環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十一年十一月二十一日(土) 午前十時から正午まで 草加市文化会館
イ 平成二十一年十一月二十一日(土) 午後二時から四時まで 東埼玉資源環境組合第一工場
ウ 平成二十一年十一月二十二日(日) 午前十時から正午まで 三郷市立瑞沼市民センター
エ 平成二十一年十一月二十二日(日) 午後二時から四時まで 八潮市コミュニティセンター
オ 平成二十一年十一月二十三日(月・祝) 午前十時から正午まで 吉川市中央公民館

三 事業者及び都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

草加市長 木下 博信
埼玉県草加市高砂一丁目一番一号

四 意見を聴こうとする事項

東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

埼玉県告示第千四百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十条)指定医療機関

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 日
医療法人社団千歳会 キッズクリニック川口前川	川口市前川一―五五 メディパーク川口前川二F	医療法人社団千歳会	平成二十一年 九月二十四日
西川口内科・胃腸クリニック	川口市西川口一―二六―一	榎 英二	平成二十一年 九月 一日
医療法人春水会 さくら眼科・内科	所沢市けやき台一―八―二	医療法人春水会	平成二十一年 八月 十七日
北上尾内科クリニック	上尾市原新町五―九	齋藤 重信	平成二十一年 十月 五日
槻 川 診 療 所	秩父郡東秩父村安戸二二八―三	藤生 初枝	平成二十一年 九月二十八日
伸 町 眼 科	上尾市仲町二―七―二七 アイクエムビル七F	長島 邦宏	平成二十一年 九月 一日
森 田 耳 鼻 咽 喉 科	草加市住吉一―五―六	木原 紀子	平成二十一年 九月 一日
新越谷肛門胃腸クリニック	越谷市赤山本町八―五 山六ビル二階	医療法人社団盟志会	平成二十一年 十月 二日
あ お ば 眼 科	久喜市栗原二丁目一―一六	大串 元一	平成二十一年 十月 五日
ららぽーと新三郷内科・小児科	三郷市新三郷のシティセンターららぽーと新三郷階二八〇	土方 康義	平成二十一年 九月 十四日
みやざきレディスクリニック	比企郡小川町大塚三〇―二	医療法人 宮崎病院	平成二十一年 九月 一日
そよ風 歯 科 医 院	秩父市太田九四九―一三	新井 英幸	平成二十一年 九月二十九日
やない 歯 科 医 院	本庄市見福五―八―一七	矢内 伸幸	平成二十一年 五月 十一日
ピョピョデンタルクリニック	春日部市中央三丁目二〇番四三―二	隠明寺 盛文	平成二十一年 十月 二日
そめや 歯 科 医 院	春日部市一ノ割一―七―六	染谷 道雄	平成二十一年 九月 八日
み さ わ 歯 科	春日部市粕壁一―七―一	三澤 篤	平成二十一年 九月 十七日
あおやぎ 歯 科 医 院	狭山市青柳一四四―八	三友 英樹	平成二十一年 九月 三日
黒 米 歯 科 医 院	狭山市柏原二九四六―二二	黒米 健治	平成二十一年 八月 一日
医療法人社団賢雅会 高橋デンタルクリニック	草加市高砂二丁目一〇番一八号S・Kビル二階	医療法人社団賢雅会	平成二十一年 十月 一日
糸 川 歯 科 医 院	越谷市越ヶ谷二―四―二一	糸川 拓夫	平成二十一年 九月 一日
ひまわり 歯 科 クリニック	越谷市赤山町二―三―一 ア・ス・ヴェルビル五F	日向 俊之	平成二十一年 九月二十九日
医療法人社団大志会 今井歯科	八潮市大瀬八三―一 フレスポ八潮二階	医療法人社団大志会	平成二十一年 十一月 一日
医療法人社団洋仁会 つきのわ駅前歯科	比企郡滑川町月の輪二丁目四番地一	医療法人社団洋仁会	平成二十一年 七月 一日

二 指定施術者

飛鳥薬局 行田店	行田市門井町三―六―二九	株式会社飛鳥薬局	平成二十一年十月八日
ドラッグイチワタ秩父永田薬局	秩父市永田町五―二八	株式会社イチワタ	平成二十一年九月十八日
パナファーマシー株式会社チェリー薬局	所沢市けやき台一―八―四	パナファーマシー株式会社	平成二十一年八月十七日
ドラッグセイムス越谷大里薬局	越谷市大里字新田一九三―一	株式会社富士薬品	平成二十一年九月十八日
むつみ薬局 入間店	入間市上藤沢三七九―一	優和調剤株式会社	平成二十一年九月二十四日
A B C 栗原薬局	久喜市栗原二―一―一五	有限会社エーピーシー	平成二十一年十月一日
つばさ薬局 八潮店	八潮市大瀬字稗田八八八―一 大山ビル二〇二	株式会社メデイカルケミスト	平成二十一年九月七日
しんわ薬局	三郷市新和一丁目三六番地	株式会社さかえ	平成二十一年九月一日

氏名	住所	施設		術		指定年月日
		名称	所在地	名称	所在地	
寺山 光太郎		寺山接骨院	熊谷市河原町一―九九	熊谷市河原町一―九九		平成二十一年八月二十六日
井口 祥一		やわらぎ整骨院	入間市野田一三八三―五	入間市野田一三八三―五		平成二十一年九月十八日
角田 雅人		たから針灸整骨院	戸田市新曾二〇〇二―二二	市谷ビル一F		平成二十一年八月三十一日
志田 祐司		ゆりの木接骨院	狭山市広瀬東四―三三―一	サンライフ片岡二〇二		平成二十一年九月二十五日
大島 丈永		オレンジはり・きょう整骨院	栃木市菌部町一―一―二〇			平成二十一年九月十八日
森田 敦也		もりた整骨院	所沢市上山口二二六―二			平成二十一年九月一日
森 道		ようがナチュラル整骨院	世田谷区用賀四―一七―四	ロイヤルビル一B		平成二十一年七月一日
堤 大		アンジュ整骨院	朝霞市本町二―六―一九			平成二十一年九月十八日
小倉 政美		サポート鍼灸・指圧治療院	さいたま市岩槻区上里二―一―五三			平成二十一年九月二十八日

埼玉県告示第千四百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	所在地	所沢市上新井二六八番地	所沢市上新井二丁目六番地一
八潮 つばめクリニック	所在地	八潮市大瀬稗田七八八	八潮市大瀬稗田八八八
スギ薬局 所沢山口店	所在地	所沢市山口八〇八番地三	所沢市小手指台二三番地の一

埼玉県告示第千四百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Lists medical institutions like 医療法人宮崎病院 and 医療法人高仁会 with their addresses and closure dates.

埼玉県告示第千四百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

Table with 3 columns: 施設名, 所在地, 指定年月日. Lists facilities like 槻川診療所 and 安戸分院 with their addresses and designation dates.

Table with 4 columns: 名称, 所在地, サービスの種類, 開設者名, 指定年月日. Details for 朝霞訪問看護ステーション including its address, service type, operator (財団法人関東厚生福祉会), and designation date.

だ ん ら ん	草加市原町三―六―一	認知症対応型通所介護	特定非営利活動法人 高齢者障害者の家だんらん	平成二十一年十月一日
立 川 菌 科	比企郡ときがわ町番匠六五五―一	居宅療養管理指導	神田 禎則	平成二十一年八月一日
薬 局 メ デ ィ ク ス	鳩谷里二六八 M.C. HATOGAYA 一〇二号室	居宅療養管理指導	日本メディカルシステム株式会社	平成二十一年九月二十五日
ロイヤルケアステーション	川口市青木二―五―二四	居宅介護支援	シニアライフサポート株式会社	平成二十一年九月一日
訪問介護事業所めぐみ	南埼玉郡白岡町小久喜一三七七―三	介護予防訪問介護	合同会社 めぐみケア	平成二十一年十月一日
居宅介護支援事業所めぐみ	南埼玉郡白岡町小久喜一三七七―三	居宅介護支援	合同会社 めぐみケア	平成二十一年十月一日
デイサービスじゅげむ	越谷市花田二丁目三〇番地一五塩田コーポ花田二階	通所介護	特定非営利活動法人 結	平成二十一年六月一日
第二 喜 左 衛 門	越谷市新川町一丁目二一七番地二	通所介護	社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会	平成二十一年九月一日
茶話本舗デイサービス越谷	越谷市赤山町三丁目二一八番地二五	通所介護	株式会社ウエルオブ	平成二十一年九月一日
デイサービスやまぶきの里	越谷市相模町五丁目二二八番地四	通所介護	株式会社ダイヤモンドサービス	平成二十一年十月一日
うらら介護センター	上尾市小泉四五七―一二	訪問介護	株式会社Y・H・S	平成二十一年九月十日
居宅介護支援事業所すまいる	上尾市今泉一―二七―六	居宅介護支援	株式会社すまいる介護センター	平成二十一年九月一日
だ い わ け ア サ ー ビ ス	草加市松原五丁目五番八号 B	介護予防通所介護	特定非営利活動法人 ケアセンター安行	平成二十一年九月十八日
NPO まつばらケアセンター	草加市松原五丁目五番八号 A	居宅介護支援	特定非営利活動法人 さんわ	平成二十一年九月十七日
ニチイケアセンター和光	和光市南一―二九―四〇	福祉用具貸与	株式会社ニチイ学館	平成二十一年九月一日
虹の彩ケアセンター	所沢市三ヶ島五一五〇〇三 サンステータス三ヶ島B一〇一	訪問介護	株式会社虹彩	平成二十一年八月一日
デイサービス木もれび	所沢市和ヶ原一―三〇二七―一三	通所介護	一般社団法人 コモレビ	平成二十一年八月二十六日
アースサポート株式会社 所沢デイサービスセンター	所沢市並木三丁目一番地六一―〇七	通所介護	アースサポート株式会社	平成二十一年八月一日
エイジング介護サービス	所沢市小手指町三丁目一番地一七	介護予防訪問介護	特定非営利活動法人エイジングサポート	平成二十一年九月十七日

はなぶさ苑東部デイサービスセンター	熊谷市戸出一九〇	通所介護	社会福祉法人熊谷福祉会	平成二十一年十月二日
緑風苑デイサービスセンターうららか	行田市佐間一四六九一	通所介護	社会福祉法人 清幸会	平成二十一年六月二十日
株式会社訪問支援サービス たんぼぼ	蓮田市西新宿一丁目七三番地	訪問介護	株式会社訪問支援サービス たんぼぼ	平成二十一年十月九日
ニチイケアセンター千代田	坂戸市千代田四一―一五	通所介護	株式会社ニチイ学館	平成二十一年十月七日
河童村	所沢市西狭山ヶ丘一―三二一〇―四	認知症対応型通所介護	河童堂有限公司	平成二十一年七月一日
グループホーム暖家 鶴ヶ島	鶴ヶ島市新町一―一九―八	介護予防認知症対応型通所介護	メイホーム株式会社	平成二十一年十月二日

埼玉県告示第千四百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
指定居宅介護支援事業所 八潮中央訪問看護ステーション	所在地	八潮市緑町一―三五―二〇 プラインソレイユ一―一〇二	八潮市緑町一―二四―七	居宅介護支援
八潮中央訪問看護ステーション	所在地	八潮市緑町一―三五―二〇 プラインソレイユ一―一〇二	八潮市緑町一―二四―七	訪問看護
ケアプラン 純誠会 みさと	所在地	三郷市彦成三―一二―二四	三郷市新和四―二〇五	居宅介護支援
在宅介護センター みなみ	所在地	川口市芝中田二―一〇―一―二〇二	川口市上青木西五―八―一八	訪問介護
スギ薬局 所沢山口店	所在地	所沢市山口八〇八番地三 マミーマート所沢山口店内	栗東市指宿三番の一 マミーマート栗東指宿	介護予防居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所ライフナウ	所在地	ふじみ野市大井武蔵野一三四八―九二	ふじみ野市大井武蔵野一三四―一八	居宅介護支援
ライフナウ訪問介護サービス	所在地	ふじみ野市大井武蔵野一三四八―九二	ふじみ野市大井武蔵野一三四―一八	介護予防訪問介護

埼玉県告示第四百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十一年十月三十日
埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
だ ん ら ん 村 グループホームめぐみ 鶴ヶ島	草加市原町三―六―一 所沢市北野南二―一五―四 鶴ヶ島市新町一―一九―八	通所介護 通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	平成十八年 一月 一日 平成二十一年 三月二十三日 平成二十一年 九月 三十日

埼玉県告示第四百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
- 二 届出年月日
平成二十一年八月一日
平成二十一年十月十三日
- 三 縦覧期間
平成二十一年十月三十日から平成二十二年三月一日まで
- 四 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部地域振興センター

意見書の提出
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- イ 意見書提出期間
平成二十一年十月三十日から平成二十二年三月一日まで
- ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

ハ 変更年月日

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワルツ(WALTZ)
所沢市日吉町十二―一
- ロ 変更の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社西武百貨店 代表取締役 大崎文明
東京都豊島区南池袋一―二十八―一 他七社
(変更後) 株式会社そごう・西武 代表取締役 山下國夫
東京都千代田区二番町五番地二十五 他七社

埼玉県告示第十四百五十八号

都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により、さいたま都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供す。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第十四百五十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校教職員雇入時健康診断業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月25日(木)まで

(4) 履行場所

埼玉県教育総務部福利課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、検診単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「健康診断業務」を行う者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育総務部福利課健康管理担当 小山 珠実 電話048—830—6971(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この告示の日から平成21年11月10日(火)までに上記(1)の場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県教育総務部福利課分室 平成21年11月25日(水)午前10時
郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限

(4) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限
埼玉県教育総務部福利課健康管理担当 平成21年11月24日(火)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
検診単価(入札書に記載する金額)×348(受診予定人数)×1.05×0.05

- イ 契約保証金
- 契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- 契約単価×348 (受診予定人数) ×1.05×0.1
- (2) 入札者に要求される事項
- この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の場所に平成21年11月12日(木)正午までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札の無効

- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書の作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
- 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
所沢武蔵村山立川線	所沢市大字山口字池南六五二番五地先から同市大字山口字池南六四四番二地先まで	平成二十一年十月三十日	延長一五・五〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間埼玉県土整備部道路環

- 平成二十一年十月三十日
- 埼玉県秩父県土整備事務所長 山木幸夫
- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			秩父市大滝字落合十王五四〇番一地从り同市大滝字落合十王ヲ子五四三九番地先まで	一五・二〇、 一九・九〇	一一・六〇	道路災害防除工事
				二三・〇〇、 三七・六〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
蓮田杉戸線	南埼玉郡宮代町字山崎五八五番地先から同郡同町字山崎五八六番一地从り先まで	平成二十一年十月三十日	延長六八・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
春日部久喜線	南埼玉郡宮代町字山崎五八八番地先から同郡同町字山崎五七九番地先まで	平成二十一年十月三十日	延長一七二・一八メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字西堀一〇七九番一〇地先から同郡 同町大字菖蒲字西堀九三二番一地先まで		六・六〇	二二〇・四〇	自転車歩行者道整備工事による。
旧			一四・〇〇		
新			一〇・四〇		
旧			三八・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四六九番六地先から同市黒浜字桜 ヶ丘三三二一〇番三地先まで		七・五〇	三九一・七七	蓮田スマートインターチェンジ事業
旧			一四・七五		
新			七・五〇		
旧			一五・八九		

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年九月十日

指令川建七第二一〇〇五四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十二日

第二一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字大堀前一六

四四一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市新宿町二七一一

株式会社 ライフデールサンポー

代表取締役 高橋 睦

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令東整第二〇〇一四六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十二日

第二一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字田甲字岡谷七四七

一三、七四七―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字田甲七四七―三

伊與田 金司

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十月二十六日

指令熊建七第二〇〇三九一号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十六日

熊建七第百三十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足字

六番一四六〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足

一四六〇

野口 実

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十月二十三日

指令越建七第二一〇〇一五一号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十三日

第二六九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字道沸三八〇―一、三八〇―二、三八〇―六、三八〇―八

(仮換地二十八街区六・七画地)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市中央一丁目五七―一四

有限会社 錦栄建設 取締役 佐藤 錦司

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十月十九日

指令越建七第二一〇一二七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二十三日

第二七一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字向台四

六二―三五七、―三五九、―三六二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市大字千塚三一二番地七

林 ツヤ子

幸手市大字千塚一〇〇八番地一

ユ ニゾン一〇二

五十嵐 瑠都子

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県教育委員会委員長

松 居 和

一 日時
平成二十一年十一月五日 午前十時

二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番 一 号
埼玉県教育局教育委員会室

議題
イ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

ロ その他

埼玉県選管告示第百五十号

平成二十一年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、

次の政治団体から設立の届出があった。
(平成21年9月1日~9月30日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
賢い有権者の会	鹿島 真理	伊藤 千穂	さいたま市浦和区前地二一四一四	平成二十一年 九月 二十五日	
熊谷ソリューション熊谷を考える会	嶋田みどり	谷口 眞弓	熊谷市末広二一九一菱沢ビル	平成二十一年 九月 十五日	
健康都市を目指す越谷市民の会	服部 正一	服部すみ江	越谷市西方二一一一五二二〇七	平成二十一年 九月 十四日	
元氣・寄居をつくる会	小此木道郎	大川 和男	大里郡寄居町寄居九三一	平成二十一年 九月 二十八日	
越谷改革をさらに進める市民の会	高橋 政昭	石原 憲治	越谷市越ヶ谷二一一一クローバービルF	平成二十一年 九月 二十五日	
こんどそみんなの視点でまちづくり	木暮 好晴	草野 英子	南埼玉郡宮代町学園台二一三二三	平成二十一年 九月 十四日	
「女性町長を誕生させる会」	長谷川浄意	土橋 貞夫	さいたま市緑区中尾一九二	平成二十一年 九月 三日	
さいたま未来の会市議会議員団	逢澤圭一郎	宮田 米穂	三郷市早稲田二一〇一七	平成二十一年 九月 十六日	
しきしま圭和会	酒井 三男	井上 薫	川口市赤山一二三〇	平成二十一年 九月 二十九日	
杉本かよ後援会	内海 徹治	岡野 裕好	児玉郡神川町新里一六八〇	平成二十一年 九月 十八日	
高橋文治郎後援会	大沢 源一	内田 一至	大里郡寄居町桜沢一五二六一四	平成二十一年 九月 二十八日	
高橋睦 後援会	鬼丸 裕史	鬼丸 博	春日部市大場二五七一六	平成二十一年 九月 十日	
日本一幸せに暮らせる街春日部にする会	海老原夕美	岡村 茂樹	さいたま市浦和区高砂四一七一二〇	平成二十一年 九月 十一日	
日本弁護士政治連盟埼玉支部	松澤 克郎	服部すみ江	越谷市東町五二二三一	平成二十一年 九月 十四日	
服部正一 後援会	堀口 せん	堀口 和子	南埼玉郡宮代町須賀二四六六一	平成二十一年 九月 十四日	
ほりぐち誠一後援会	金子 正志	金子 弘	南埼玉郡宮代町百間二一一一九	平成二十一年 九月 二十八日	
宮代町の発展をすすめる会	綿引 文明	小川 康治	越谷市南越谷二一三二四九越労連内	平成二十一年 九月 三日	

埼玉県選管告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

(平成21年9月1日~9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新党日本埼玉県総支部	会計責任者	岡田竹識	須山卓知	平成二十一年九月二十九日
自由民主党熊谷支部	主たる事務所の所在地	熊谷市佐谷田三四九	熊谷市本町一―一六八	平成二十一年九月二十九日
自由民主党埼玉県支部連合会	代表者	新藤義孝	山口泰明	平成二十一年九月十一日
自由民主党埼玉県衆議院選挙区支部	会計責任者	西川久仁治	岸野茂義	平成二十一年九月十七日
自由民主党埼玉県第十二選挙区支部	主たる事務所の所在地	熊谷市佐谷田三四九	熊谷市本町一―一六八	平成二十一年九月二十九日
自由民主党庄和支部	主たる事務所の所在地	春日部市立野二―二―一	春日部市上柳一―一五―一	平成二十一年九月一日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
あすの春日部を考える市民の会	名称	あすの春日部を考える市民の会	未来の春日部を考える市民の会	平成二十一年九月二十九日
大野まつしげ市町村議会議員協議会	会計責任者	西川久仁治	岸野茂義	平成二十一年九月十七日
神田武後援会	代表者	黒田秀夫	根岸澄男	平成二十一年九月七日
関口まさかず明海大学歯学部同窓会埼玉後援会	代表者	野本清福	宮本信夫	平成二十一年九月十八日
せきね和代と歩む会	名称	上尾市原市二〇四野本歯科医院内	本庄市中央一―五―一六	同
高橋努後援会	代表者	せきね和代と歩む会	関根和代と歩む会	平成二十一年九月十五日
長峰宏芳後援会	代表者	高橋政昭	松永房太郎	平成二十一年九月十八日
村上浩後援会	主たる事務所の所在地	滝島一郎	山下眞司	平成二十一年九月一日
		所沢市上新井一―二八―一	所沢市上新井一八四―一六	平成二十一年九月二十五日

埼玉県選管告示第百五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成21年9月1日~9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

新党日本埼玉県総支部

(二)その他の政治団体

政治団体 藤文保後の名称

加藤文保後の名称

税理士による栗原稔後援会

別記二

政治団体の名称 **新党日本埼玉県総支部**

報告年月日 平成21年9月29日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

イ 新党日本本部

イ その他の収入

10万円未満の収入

合計

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

イ 光熱水費

イ 事務所費

イ 政治活動費

イ 寄附・交付金

合計

政治団体の名称 **加藤文保後援会**

報告年月日 平成21年9月7日

平成二十一年 九月二十九日

平成二十一年 九月二十九日

解散年月日

平成二十一年 八月 四日

平成二十一年 九月 七日

平成二十一年 八月 六日

平成二十一年 九月 九日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

合計

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **税理士による栗原稔後援会**

報告年月日 平成21年9月9日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

260,000円

260,000円

0円

260,000円

260,000円

260,000円

260,000円

260,000円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

41,144円

41,051円

93円

41,144円

41,144円

93円

41,144円

41,144円

93円

41,144円

(1) 収入の内訳		(2) 支出の内訳	
ア その他の収入		ア 政治活動費	
10万円未満の収入	93円	イ 組織活動費	41,144円
合計	93円	合計	41,144円

埼玉県選管告示第百五十三号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成21年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
逢澤 圭一郎	三郷市議会議員	しきしま圭和会	三郷市早稲田二一〇―七	平成二十一年九月十六日
嶋田 みどり	熊谷市議会議員	熊谷ソリューション―熊谷を考える会	熊谷市末広二一九―一 菱沢ビル	平成二十一年九月十五日
服部 正一	越谷市長	健康都市を目指す越谷市民の会	越谷市西方二一一―五―二〇七	平成二十一年九月十四日

埼玉県選管告示第百五十四号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成21年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
村上 浩	所沢市議会議員	村上浩後援会	主たる事務所の所在地	所沢市上新井一―二八―一	所沢市上新井一八四―一六	平成二十一年九月二十五日

埼玉県選管告示第百五十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定

した。

平成二十一年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人福祉楽団特別養護老人ホーム杜の家やしお	八潮市大字鶴ヶ曾根五六七番一
老人ホーム	社会福祉法人健寿会特別養護老人ホームさいたまかがやきの里	さいたま市見沼区染谷三丁目一 九〇番地一
病院	医療法人一心会 伊奈病院	北足立郡伊奈町大字小室九四一 九